

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した随時監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 12 項の規定により公表する。

令和元年 9 月 13 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

第 1 随時監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和元年7月26日付け上監委第102号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>平成29年度の用地管財課の指摘事項の追跡調査において、所管の乗用草刈機及びスポーツトラクターの自動車損害共済の加入依頼を失念し、取得から手続完了までの約9か月間、任意保険に加入しないまま使用していたことについて注意としたが、今回用地管財課の定期監査における調査では、平成9年から20年の間に取得したスポーツトラクター2台、草刈機2台、コートローラー1台について、保険加入依頼受付日が平成30年4月20日であり、取得から最大で20年経過していたことがわかった。所管課では、平成29年度に注意を受けた際の確認が徹底されず、平成30年度の用地管財課からの保険加入手続きの照会の際に再確認し、未加入が判明したため手続きを行ったとのことであるが、監査委員からの注意事項等の指摘を受けた際には、当該個別事項のみの改善にとどまらず、所管内で該当する類似事案の有無を確認し改善を図るよう改めたい。</p>	<p>○改善・対応措置</p> <p>指摘事項に関し、備品保管場所における確認の不徹底が要因の一つであり、今後は不定期であった状態確認を予算要求時に指定管理者等使用者と行うこととし、台帳との突合せのみならず徹底した状況把握に努めたい。</p> <p>監査結果報告に関し、今後、さらに類似事案の確認を徹底するため、担当により通知にチェック欄（当課に関連があるかの有無を確認するもの）を設けるとともに、課内ミーティングの定例議案とし、懸念案件を含め調査結果を報告することとした。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和元年8月15日】</p>